



疾第3124-1号  
令和8年3月23日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子（公印省略）

**「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正及びそれに伴う指定難病に係る臨床調査個人票の改正等について（通知）**

難病対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。このたび、標記の件について厚生労働省から下記のとおり通知がありました。つきましては、本件について貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。

記

**1 厚生労働省通知**

- (1) 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について（令和8年2月27日付け健生発0227第15号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）
- (2) 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について（令和8年2月27日付け健生難発0227第1号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）
- (3) 既存の指定難病の要件該当性の確認結果を踏まえた対応について（ステイーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症関係）（令和8年2月27日付け健生難発0227第1号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）

**2 患者及び指定医等への周知**

以下のホームページで通知の掲載等により周知しています。

- ・ 難病情報センター <https://www.nanbyou.or.jp/entry/1374>
- ・ 埼玉県ホームページ  
「指定難病医療給付制度について」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/gaiyo.html>

担 当 保健医療部疾病対策課  
指定難病対策担当

TEL 048-830-3562